

国会法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、附則第十項の法律がその効力を有する間、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（次項から附則第九項までにおいて「<u>両院合同協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>⑦～⑪（略）</p> <p>⑫ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同</u></p>	<p>附則</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、附則第十項の法律がその効力を有する間、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「<u>両院合同協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>⑦～⑪（略）</p> <p>（新設）</p>

じ。)に對する對策について、新型コロナウイルス感染症對策檢証委員會の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、附則第十六項の法律がその効力を有する間、国会に、新型コロナウイルス感染症に對する對策に係る兩議院の議院運営委員會の合同協議會（次項から附則第十五項までにおいて「兩院合同協議會」という。）を置く。

⑬ 兩院合同協議會は、新型コロナウイルス感染症對策檢証委員會

の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができる。

（新設）

⑭ 第百四条の規定は、前項の規定による国政に関する調査を行う場合における兩院合同協議會について準用する。

（新設）

⑮ 前二項に定めるもののほか、兩院合同協議會の組織、運営その他の事項については、兩議院の議決によりこれを定める。

（新設）

⑯ 国会に、別に法律で定めるところにより、新型コロナウイルス感染症對策檢証委員會を置く。

（新設）

⑰ 内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律の規定により送付

（新設）

を受けた新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

○ 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 国会法附則第十二項の規定により国会に新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が置かれている間における第一条及び第六条の規定の適用については、第一条中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第十二項に規定する新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会をいう。第六条において同じ。）」と、第六条中「又は政治倫理審査会」とあるのは「若しくは政治倫理審査会又は両院合同協議会」とする。</p>	<p>附則</p> <p>①・②（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 国会法附則第十二項の規定により国会に新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が置かれている間における第一条から第一条の三までの規定の適用については、第一条中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第十二項に規定する新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会をいう。以下同じ。）」と、第一条の二第一項中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会」と、同条第二項中「合同審査会」とあるのは「合同審査会（両院合同協議会を含む。第五条の二、第五条の三第七項及び第九項並びに第五条の五を除き、以下同じ。）」と、第一条の三中「各議院」とあるのは「各議院又は両院合同協議会」とする。</p>	<p>附則</p> <p>①・②（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則            第一条～第四条（略）</p> <p>（両院合同協議会が置かれている間の読替え）</p> <p>第四条の二 国会法附則第十二項の規定により国会に新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が置かれている間における第十九条第十五号の規定の適用については、同号中「若しくは各議院」とあるのは「各議院」と、「調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）」とあるのは「調査会若しくは両院合同協議会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第十二項に規定する新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会をいう。）が同法」と、「同法第五十四条の四第一項」とあるのは「同法第五十四条の四第一項及び附則第十四項」と、「第一条」とあるのは「第一条（同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>附則            第一条～第四条（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（両院合同協議会が置かれている間の読替え）</p> <p>第三条の二 国会法附則第十二項の規定により国会に新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が置かれている間における第十八条第三項の規定の適用については、同項中「若しくは各議院」とあるのは、「各議院」と、「調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）」とあるのは「調査会若しくは両院合同協議会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）附則第十二項に規定する新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会をいう。）が同法」と、「同法第五十四条の四第一項」とあるのは「同法第五十四条の四第一項及び附則第十四項」と、「第一条」とあるのは「第一条（同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。</p> <p>（政令への委任）</p>	<p>附則</p> <p>第一条～第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（政令への委任）</p>

第四条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。